広島県告示第九百三十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三条第一項の規定によって、 令和七年十月二十七日 次の樹木の集団を育種母樹林として指定する。

<u>|</u> <u>|</u> 広育令七 広育令七 | 匹 広育令七 広育令七 番指 号定 育種母樹林 育種母樹林 育種母樹林 育種母樹林 源の種別 指定採取 ヒノキ ク ツ ロ ア ツ カ 樹 スギ 種 7 三次市 庄原市 庄原市 庄原市 市 郡 所 町十月市 川西町 口和 口和町 町 町 在 金田 金田 大字 場 山 迫 田 石谷 高平 石谷 字 所 五二、四番三 一番 二一〇二四 二、五六 一六八番 六七番 八○本 一、五 香 一、五 六 番、五六六四 四一五番 地 番 四〇〇 四一五 七六三 (本数 O. タ | へ | へ の | 在 | | \circ 一、六七 \circ 七三 五. 六三 広島県 広島県 広島県 広島県 氏 所 名 号 町一○番五二 広島市中区基 号 町一○番五二 広島市中区基 号 町一○番五二 二 三 三 二 号 町一○番五二 二 有 住 者 所 ○月二七日 ○月二七日 令和七年一 ○月二七日 ○月二七日 年指 月 日定

広島県知事 湯 﨑 英 彦